

(学) 阪急学園 () 幼稚園 園長 宛

下記のように証明書を提出します。

保護者名 _____ 印

治癒証明書(医師の証明) 登園許可書(保護者の届け)

対象園児 () 組 氏名 () 男・女
生年月日 平成・令和 年 月 日

疾患名 _____

治療開始 令和 年 月 日 から

治療終了 令和 年 月 日 まで

※ 医療機関によっては、発行の際に費用が発生する場合があります。

学校感染症 第1種 …… 医師による治癒証明書が必要です。	
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (sars)、鳥インフルエンザ、中東呼吸器症候群 (治癒するまで)	
学校感染症 第2種 …… 医師による治癒証明書が必要です。	
・麻疹 (はしか)	(解熱後3日を経過するまで)
・風疹 (3日はしか)	(発疹が消失するまで)
・水痘 (みずぼうそう)	(すべての発疹が痂皮=かさぶた になるまで)
・流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	(耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ 全身状態が良好となるまで)
・インフルエンザ	(発症後5日かつ解熱後3日を経過するまで)
・新型コロナウイルス 感染症	(発症後5日間経過し、かつ症状軽快から1日経過した場合に6日目から ただし10日間経過するまでは感染予防策を徹底すること)
・百日咳	(疾患特有の咳が消失する、又は5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで)
・咽頭結膜熱 (アデノウイルス感染症)	(主な症状が消失した後、2日を経過するまで)
・結核	(医師に感染のおそれがないと判断されるまで)
・髄膜炎菌性髄膜炎	(医師に感染のおそれがないと判断されるまで)
学校感染症 第3種 …… 医師による治癒証明書が必要です。	
・腸管出血性大腸菌感染 (O-157)、流行性角結膜炎、急性出血性角結膜炎など (医師に感染の恐れがないと判断されるまで)	

その他…**医師の診断に従い、保護者の登園許可書が必要で、医療機関名の記入をお願いします**

溶連菌感染症・手足口病・伝染性紅斑 (リンゴ病) ・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ感染症・
感染性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルスなど) ・急性細気管支炎 (RSウイルス感染症) ・頭しらみ (駆除剤
の使用 卵の処理をお願いします) ・水いぼ・とびひ (伝染性膿痂疹) (患部の保護をお願いします) など。

※ 他にも医師から感染性があると判断された疾患は「出席停止」となります。(医師の許可があるまで)

令和 年 月 日 医療機関名

医師名

印